

## 「(仮称)八尾市芸術文化基本条例(素案)」についての 市民意見提出制度(パブリックコメント)の実施結果と市の考え方について

(仮称)八尾市芸術文化基本条例を策定するにあたり、八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例第12条の規定に基づき、(素案)を公表し、市民意見提出制度(パブリックコメント)を実施しました。その結果及び提出された市民意見と、それに対する市の考え方を整理しました。

### (1)意見募集期間

令和3年9月10日(金)～令和3年10月11日(月)

### (2)提出人数及び意見数

提出者数(人)	意見件数(件)
15	41

### (3)提出方法別の提出人数及び意見数

提出方法	提出者数(人)	意見件数(件)
直接持参	0	0
電子メール	10	33
電子申請	5	8
FAX	0	0
郵便	0	0
合計	15	41